

水質基準

1 プール

項目	水素イオン濃度 (pH)	濁度 (度)	過マンガン酸カリウム消費量 (mg/L)	遊離残留塩素濃度 ※ (mg/L)	大腸菌	一般細菌 (CFU/ml)	総トリハロメタン (mg/L)
水質基準	5.8～8.6	2以下	1.2以下	0.4以上であること。1.0以下であることが望ましい。	検出されないこと。	200以下	おおむね0.2以下が望ましい。

- ※1 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1 mg/L 以上 0.4 mg/L 以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2 mg/L 以下であること。
- ※2 オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、上記基準（※1は除く。）を適用するものであること。
- ※3 海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる構造である場合には、上記基準のうち遊離残留塩素濃度及び※1については適用しなくても差し支えないこと。また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、上記基準のうち、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、遊離残留塩素濃度、一般細菌、総トリハロメタン及び※1の一部を適用しなくても差し支えないこと。